

## 名誉毀損に関する近時の裁判例

弁護士 上里 美登利

### 第1 はじめに

近時、名誉毀損に関する訴訟や、訴訟に至らないまでも、この表現は名誉毀損に当たるのではないかとの訴えをよく耳にします。また、名誉毀損が問題となる場面も、典型的な新聞、雑誌、小説等のみならず、インターネット掲示板の書き込みや訴訟中の行為等様々です。

そこで、あまり体系的ではありませんが、筆者が、近時、しばしば名誉毀損が問題とされると思うケースについて、裁判例を外観してみました。

### 第2 問題となった場面

#### 1 報道機関や作家による表現が問題となった事例

まずは、従来からよくある新聞や小説による表現が問題となった事例ですが、最近では、特に、「意見ないし論評」か、「事実の摘示」かが問題となったケースが目につきました。

意見ないし論評による名誉毀損の成否については、意見論評の前提となっている重要な事実について真実であることが証明され、かつ意見論評の域を逸脱したものでないときには、名誉毀損による不法行為が成立しないとするのがほぼ確立した判例法理です(判例時報1959号・30頁、最高裁昭和62年4月24日判決等)。

近時では、最高裁平成16年7月15日判決が、XがYの著作物の一部分を無断で採録し、Yの見解の批判等を内容とする書籍を出版したのに対し、Yがその著作物においてXの上記採録を「ドロボー」であり、Xの上記書籍を「ドロボー本」と繰り返し記述した上、上記採録が著作権侵害であるなどとの見解を表明したことに対し、これは意見ないし論評に当たるとして、名誉毀損の成立を否定しました。

また、産経新聞社が、社説に「問題教師 すみやかに教壇からはずせ」との標題の下に、「…反日的な教育を行っていた…中学教師は、…教育委員会が動き、研修を命じられた。」旨の記事を掲載したことに対する慰謝料等請求に対し、東京高裁平成19年1月16日判決は、請求を棄却した原審を維

持し、上記記事は、いずれも意見ないし論評の域を逸脱しているとはいえないなどとして、名誉毀損は成立しないと判断しています。

しかしながら、これらの裁判例を見ても、実際のところ、事実摘示か意見ないし論評かの峻別が困難な場合は多いものと考えられます。

#### 2 裁判に関連して問題となった事例

(1) 訴訟中の行為によって当事者や代理人の名誉が毀損されたとして訴えが提起される事例は、少なからず存在します。

近時でも、東京地裁平成18年3月20日判決は、準備書面や陳述書において、相手方当事者に関して、「こんな不倫女」とか「狂気の男女関係」や、「話が複雑で頭が混乱するので、まず被告〇〇の男関係を年代順に掲げる」という文章に引き続き記載が問題となったところ、訴訟が敵対当事者間における弁論と証拠による攻撃防御である以上は、筆のすべりというものもまた避けられないところであるとしながら、このように被告〇〇の異性関係を年代順に詳しく記載しないとなぜ「話が複雑で頭が混乱する」のかよく分からず、相手方に対する個人攻撃の目的があったことを十分に伺わせるとし、精神的損害に対する不法行為責任として、20万円の損害賠償を認めました。

また、京都地裁平成18年8月31日は、貸金業者が相手方代理人について「…訴訟提起までしてくる行為は、原告代理人が単に弁護士費用を稼ぎたいだけの行為であるとしか考えられず、このような行為も権利濫用であり、信義則にも反する行為である。」等と記載した答弁書を提出し、陳述擬制されたことに対する名誉毀損による慰謝料請求訴訟の事案ですが、請求を棄却した原審を取り消し、訴訟活動に名を借りて、訴訟上する必要のない事実を主張し、相手方等の名誉を損なう行為に及び正当な訴訟活動として許容される範囲を逸脱していると判断し、名誉毀損による不法行為を認め、10万円の支払いを命じました。

従来から、民事訴訟においては、当事者が弁論を尽くす必要があり、当事者の鋭い利害対立からしばしば名誉や信用を損なう主張がされることがあるという性質があること、また、それに対して相手方は直ちに反論等が可能であり、かつ、当該主張の当否や主張事実の存否は、事

案の争点に関するものである限り、終局的には裁判所の判断するところとなり、これによって損なわれた名誉や信用を回復することができるといったことから、相手方等の名誉が毀損されたとしても、それが当然に不法行為を構成するものではなく、訴訟行為と関連し、訴訟遂行のために必要であり、主張方法も不当とは認められない場合には、違法性が阻却されるとされてきました(前掲京都地裁平成18年8月31日判決に同旨)。

この枠組みによれば、訴訟において、争点に関して自らの主張を通そうとする余り、相手方の名誉を毀損するような主張がされた場合でも、訴訟活動に名を借りた不必要な主張でない場合は、原則として不法行為と評価されることはないと考えられます。

なお、訴訟行為の場合、名誉毀損の要件である不特定多数人への伝播可能性をどのように捉えているのかという点が気になる点ですが、その点は余り具体的に問題とされていないように思われます。訴訟記録が閲覧可能であり、法廷が公開されていることから、抽象的には不特定多数人への伝播可能性はあると考えられますが、余り具体的には検討されていないように思います。

- (2) 他にも、訴訟に関連する事例としては、訴訟提起に際しての記者会見や新聞報道による名誉毀損が問題とされる事例があります。

例えば、医師の患者に対するセクシュアルハラスメント等を理由とした損害賠償請求訴訟(結果は患者側敗訴)の訴状の写しを記者クラブ幹事社にFAX送信し、記者会見をした訴訟代理人の行為及び医師の実名を使用して提訴記事を掲載した毎日新聞社について、名誉毀損等による損害賠償請求を求めた事案(他に、不当訴訟の主張もされました。)があります(東京高裁平成18年8月31日判決)。本事例では、まず、記者会見において、司法記者クラブの記者に摘示された事実が何か問題とされましたが、それは、「医師がセクハラ等の不法行為を行ったこと」ではなく、訴え提起の事実と何を請求原因事実としているかであると判断されました。もっとも、社会的評価を低下させるかは、同会見に基づく報道に接した一般国民の普通の注意と読み方を基準として判断すべきであるとし、

民事訴訟の提起の報道に接した国民の中には、真相は不明であるものの、少なくとも提訴者からセクハラ等と受け取られるような何らかの行為があったのかもしれないとの印象を受けること等から、提訴事実自体がその限度で医師の社会的評価を低下させ、名誉を毀損するものと認定しています。

また、毎日新聞社の記事については、鍵括弧を付した「診察でセクハラ行為」との大見出しがつけられ、これと並んで「〇〇医科大教授相手に提訴」との小見出し(小見出しには鍵括弧がない。)が掲げられているものの大見出しに比べて活字のポイントが小さいことや、医師につき実名を使用し、本文のほとんどを訴状から提訴者の主張を引用している点につき、同記事は、医師がセクハラを行ったとの事実を摘示するものであると医師は主張しましたが、そのような事実を報道したものであるとの印象を与える余地がないではないものの、小見出しを併せて見れば、セクハラ等を理由に医師に対する提訴がなされたとの事実を報道する趣旨であることを明確に読み取ることができるなどとなりました。もっとも、訴訟提起の事実自体が社会的評価を下げるとして、名誉を毀損したと認定しています。

ただ、上記事件の結論としては、判決は、記者会見及び新聞報道とも、公共の利害に関する事柄であること、公益目的、真実性の要件を充たし、いずれも違法性が阻却されるとし、医師の請求を一部認容した原審を取り消しました。

### 3 インターネット上の誹謗中傷について

- (1) インターネットの普及により、インターネット上の電子掲示板等に匿名で特定の者に対する誹謗中傷がなされることが非常に多くなり、そうした表現をめぐる裁判も非常に多く提起されています。

インターネットの電子掲示板等の場合、新聞や雑誌と異なり、誹謗中傷を受けた対象も、同じ場面で即時に反論することが理論上可能なため、対抗言論による名誉回復ができるとの反論も考えられます。

しかし、古くは、ニフティーサーブ事件(東京地裁平成9年5月26日判決、東京高裁平成13年9月5日判決)において、反論が可能であるからといって被告の名誉毀損的発言が許容されるも

のではないとして相当性を欠いた被告の侮辱的発言を名誉毀損に当たると判断されていますし、その後の裁判例においても、インターネット掲示板での名誉毀損発言につき、一般的に対抗言論の法理で違法性が阻却されると判断していることはないようです。

特に、誰でも匿名で書き込みを行うことができるインターネット掲示板の場合、反論を行うことがさらなる誹謗中傷発言を引き起こす可能性も高く、対抗言論の論理を当てはめることは難しいと考えられます。

- (2) インターネット上の表現行為については、その発信者の匿名性の問題等から、直接の加害者ではない掲示板の開設者に対して、表現の削除を求めたり、削除義務違反に基づく損害賠償請求をしたりする裁判例が多く存在します。

例えば動物病院対2チャンネル事件判決(東京地裁平成14年6月26日判決、東京高裁平成14年12月25日判決)は、特定の動物病院に関し、「過剰診療、誤診、詐欺、知ったかぶり」「ヤブ(やぶ)医者」他多数の書き込みがされたケースですが、条理上の削除義務を負っていたとして、2チャンネルの開設者に対し、不法行為に基づく損害賠償として動物病院と経営者に対する各金200万円の支払いを命じ、人格権としての名誉権に基づき名誉毀損的発言の削除を命じました。

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(「プロバイダ責任制限法」)は、平成13年11月30日に成立し、平成14年5月27日から施行されましたが、同法は、削除義務や開示請求への回答義務を直接規定したのではなく、他人の権利侵害の認識(認識可能性)や権利侵害の明白性等の要件が具備されない場合には、プロバイダがこれらの義務を負わないといった定め方をしています。

そのためか、同法施行後も、プロバイダが、名誉毀損的発言の削除請求に応じなかったり、発信者情報の開示請求に応じないケースが多く、これらを求める訴えが多数提起されています。

#### 4 社内における上司の部下に対する名誉毀損

会社内での上司による部下の名誉毀損が認められた裁判例として、東京高裁平成17年4月20日判決があります。これは、社内メールにおいて、十

数名の所員全てが閲覧可能な状態で、上司が部下に対し、「やる気がないなら、会社を辞めるべきだと思います。…」 「あなたの給料で業務職が何人雇えると思いますか。あなたの仕事なら業務職でも数倍の実績を挙げますよ。…」などと度を越えた叱責を行ったという事例です。判決は、請求を棄却した原審を取り消し、損害賠償請求を5万円の限度で認容しました。これも、インターネットが普及したゆえの事件ということができませんが、多数の者に同時に情報を発信できるという電子メールの簡便さがもたらす危うさを示しているように思われます。

### 第3 救済措置

#### 1 インターネット上の書き込み記事の削除等

前述のように、プロバイダ責任制限法が平成14年5月27日から施行されたものの、プロバイダが削除請求や発信者情報の開示請求に応じないケースは多く、訴訟は頻発しています。

例えば、東京地裁平成15年7月7日判決は、大手化粧品製造販売会社及びその代表者に関し、インターネット掲示板で、代表者が家政婦として愛人を募集したという記載に始まる多数の女性問題に関する指摘と共に「セクハラじい」「エロ社長」等という侮辱的表現が多数用いられ、また、同人が会社人事を恣意的に行った等の記載が多数なされたケースにおいて、これらは社会的評価を低下させる表現であるから、条理に基づき当該発言を削除すべき義務があると判断し、会社及び代表者に対し、各300万円、100万円の損害賠償請求を認めています。なお、同判決では、名誉毀損発言が現存しないとの理由で、削除請求は棄却されています。

また、東京地裁平成15年6月25日判決は、インターネット掲示板における、20代の女性プロ麻雀士に関する「はなこちゃん、整形しすぎ。…別人だね。皆驚いたろうな！親泣かなかった？」とか「整形雀士」との表現につき、同人の社会的評価を低下させるとし、芸能活動をしていたとしても、同人の容貌・異性関係についてまで、侮辱的表現を用いて事実を摘示したり評価したりすることが許されるものということとはできないとし、また、掲示板の管理運営者の認識、又は認識可能性から、プロバイダ責任制限法3条1項1号、2号の要件が存在していたと判示し、100万円の損害賠償と、名誉

毀損発言の削除を命じています。

もっとも、上記のような判決が出たにもかかわらず、プロバイダが判決に従わない場合には、有効な執行手段がなく、現実的救済が困難であるという問題が残っています。

## 2 名誉の回復措置

法律上は、民法723条において、裁判所が名誉を回復するのに適当な処分を命ずることができることと規定されており、謝罪広告等が認められる場合があります。

また、対抗言論の一種と考えられますが、例えば、朝日新聞社は、自社の紙面上の表現によって自己の名誉を毀損されたという申立に対し、必要と判断された場合には、第三者によって構成される「報道と人権委員会」で調査を行い、その結果を紙面上で公表するという制度を設けています。近時では、株式会社整理回収機構の申立に対し、平成19年8月21日付で、整理回収機構の反論を一部掲載すると共に、上記委員会による調査結果と見解を公表しました。報道機関による自主的な対抗言論の機会の確保として一定の評価ができるものと考えます。

## 3 損害賠償

名誉毀損による損害額の算定要素に関しては、通常、一般的な慰謝料に関する算定要素である被害の程度・態様、被害者の職業・社会的地位、侵害行為の態様、侵害行為後の加害者の態度、被害者・加害者間の関係等に加え、被害者側の事情として、被害者の年齢・職業・経歴、被害者の社会的評価、被害者が被った営業活動上・社会活動上の不利益等、加害者側の事情として、加害行為の動機・目的、名誉毀損事実の内容、名誉毀損事実の真实性・相当性の程度、事実の流布の範囲・情報伝播力等が挙げられています(判例タイムズ1055号12頁)。

近時の高額賠償裁判例としては、例えば、新潮社が「週刊新潮」において、「ロシアで美術品『窃盗』裏金要求疑惑『なんでも鑑定団』丸投げプロのスクャンダル」と題する見出しを付した記事を掲載する等したことに対し、東京地裁平成17年4月19日判決は、謝罪広告の掲載と共に金550万円を認容しました(控訴棄却)。また、少し前になりますが、プロ野球選手に対する週刊誌の名誉毀損行為に対し、1000万円の慰謝料と謝罪広告を認容した裁判例もあります(東京地裁平成13年3月27日判

決)。

これらは、いずれも上記の算定要素から高額賠償が認められたケースといえ、今後も、上記算定要素に基づいて賠償額が定められるものと思われる。

**第4** 以上、名誉毀損に関する近時の裁判例を見てきましたが、特に鋭く表現の自由と名誉権が対立し、それに関連した主張が繰り広げられているケースはあまりなかったように思われます。他方、時代の変化による新しい表現手法であるインターネットの掲示板における名誉毀損的発言が非常に問題となる場合が多く、インターネットに関しては、名誉回復手段の問題等で課題が残っていると思われ

以上

## 参考文献

- ・判例時報1959号30頁
- ・判例タイムズ1055号4頁
- ・判例タイムズ1110号80頁
- ・判例タイムズ1182号80頁